

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（係留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（<u>アイerland、スウェーデン、ノルウェー（スヴァバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。</u>）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、<u>第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</u></p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（係留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（<u>アイerland、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。</u>）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、<u>第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</u></p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>